平成２７年（フ）第６４４６号
東京都板橋区熊野町46－５　大山ダイカンプラザＡ－504、住民票上の住所東京都板橋区中板橋１－12－402
債務者　佐々木未来
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８８号
静岡市清水区興津中町625番地の１　県営団地　１－502
債務者　畑中　才佳
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７４号
静岡県藤枝市高柳2670番地の23
債務者　望月　雄士
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７８７０号
神奈川県川崎市川崎区昭和１丁目５－23－501
債務者　櫻井　和弘
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８７６号
東京都練馬区平和台２丁目50－７－306
債務者　氏家　正義
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４７号
静岡市清水区天王東６番７号　メルカード天王　Ａ－102
債務者　遠藤　由香
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２４号
釧路市桜ケ岡５丁目21番14号
債務者　側　　千文
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３９５号
東京都西東京市南町３丁目23番４－101号
債務者　ダボ　バカリ　サル
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１２９９号
神奈川県茅ヶ崎市中島814番地１　リラフォート湘南102
債務者　五十嵐　朗
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８３号
愛知県安城市明治本町15番２号　大見アパートＡ、前住所愛知県知立市新池２丁目89番地
債務者　池田　英治
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１４８号
千葉県松戸市八ケ崎５丁目21番地の８　ｔ．ｍ．ｐｌａｃｅⅠ－107号
破産者　河埜　史朗
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２３３号
千葉県柏市柏221番地１　サングリーン海道割503号
破産者　森下　益宏
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第９７号
神戸市西区持子３丁目39番地千代ビル203
破産者　株式会社アルファシップ
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
埼玉県鶴ヶ島市中新田385番地９
破産者　株式会社明輪
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１９１号
埼玉県東松山市箭弓町３丁目３番15号
破産者　有限会社シンクタンク
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１７号
千葉県印旛郡栄町麻生908番地１
破産者　國持　　幹
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１８号
千葉県印旛郡栄町麻生908番地１
破産者　國持日見子
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部